

第 151 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 4 年 10 月 31 日（月）

14：00～16：15

場所：宮崎県自治会館

3 階 大会議室

午後 2 時 00 分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第 151 回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の岡部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、都市計画審議会委員 16 名のうち、オンラインを含めて現在 14 名御出席いただいております。原田委員が遅れての御到着かと思いますが、原田委員含めまして 15 名の委員に御出席いただく予定となっております。

これによりまして、審議会の開催要件である委員の過半数の出席を満たしておりますことをまずは御報告させていただきます。

次に、審議会の委員に異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております「第 151 回宮崎県都市計画審議会委員名簿」を御覧ください。5 号委員の宮崎県警察本部長・佐藤隆司様が人事異動に伴い、御退任となりましたので、新たに山本将之様に委員に御就任をいただいております。なお、本日は、代理として、宮崎県警察本部交通規制課長の澤田信也様に御出席いただいております。

委員の異動に関しては以上となります。

また、本日、御出席の委員の皆様の御紹介につきましては、委員名簿の配付をもちまして、御紹介に代えさせていただきますと存じます。

皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、本審議会の資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしている資料は、まず、会議次第、委員名簿、配席図でございます。次に、資料 1 として各議案のパワーポイントスライドの資料、資料 2 として、A 4 横向き公聴会開催記録等に関する資料、別冊の資料として、赤色のファイルにとじた資料をお配りしております。また、本審議会の議案書でございますが、こちらは審議会に先立ち、委員の皆様へ御送付させていただいております。最後に、参考資料といたしまして、関係資料をとじた青色のドッチファイルと黄色のファイルもお配りしております。

本審議会の資料は以上となりますが、不足している資料等はないでしょうか。

なお、赤色のファイル、黄色のファイル、及び青色のドッチファイルにつきましては、会終了後回収をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。出口会長、よろしくお願いいたします。

○出口会長 皆さん、こんにちは。あつという間に10月になり、残りが今年も11、12ということになりまして、また、コロナのほうもなかなか収まりがなく、皆様方も非常に困っていることと思います。

今日は議案が3件です。早速審議のほうに進みたいと思います。座って進行しますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

出口会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○出口会長 では、議事に入ります前に、本審議会の議事録署名を行う委員を2名指名させていただきます。今回は、平田委員さんと川添委員さんのお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、本日の議事につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 県都市計画課計画担当の古賀でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事について御説明をさせていただきます。

お手元にあります会議次第を御覧ください。

本日の議案でございますが、次第の記載のとおり、3件ございます。

議案第1号といたしまして、宮崎広域都市計画道路の変更に関して、議案第2号としまして、高千穂都市計画道路の変更に関して、議案第3号としまして、都城市の産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関して、それぞれ御審議をお願いいたします。

なお、議案第1号に関しましては、さきで開催しました公聴会において、住民の方より意見の陳述がございました。また、都市計画の案に関する意見書の提出もございましたので、それについても御説明をさせていただきます。

議事の進め方としましては、まず、議案第1号に関して御審議いただき、その後、一旦休憩を挟みまして、議案第2号、議案第3号の審議とさせていただきますと考えております。

以上になります。

○出口会長 ありがとうございます。

では、今説明がありましたように、議案第1号に関して意見陳述と意見書に関する説明があるとのことですが、それらに個人に関する情報等が含まれている場合には、審議を非公開にす

ることも考えられます。事務局から、意見書等の取扱いとその審議の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局 御説明いたします。

まず、公聴会の意見陳述につきましては、宮崎県都市計画決定に関する公聴会等開催要綱第14条の規定により、その要旨及び県の見解等の要旨を、都市計画審議会に報告するものとされております。

また、意見書ですが、こちらは都市計画法第17条第2項の規定に基づき提出されたものであり、同法第18条第2項の規定により、本意見書は都市計画審議会に提出することとされております。

ただいま会長からもお話があったとおり、これら意見陳述及び意見書の内容については、特定の個人を識別することができる可能性がございます。このような場合においては、宮崎県都市計画審議会運営規則第9条の規定により、「会議を公開しないことができる」とされております。また、その判断につきましては、宮崎県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領第2条の規定により、「会長が決定する」とされております。

事務局としましては、先ほど述べましたとおり、意見陳述及び意見書の内容及びその審議内容により、特定の個人を識別することができる可能性があり、また、それにより、個人の権利利益を害する可能性も考えられることから、意見陳述及び意見書に関する審議の時間のみは、会議を非公開としてはいかがかと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○出口会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、意見陳述及び意見書に関する審議については、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害する可能性も考えられますので、事務局の提案どおり、意見陳述及び意見書に関する審議の時間のみを非公開としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

○A委員 意見陳述をされる方のご意向としてはいかがなのでしょう。非公開を望まれているのか、公開を望まれているのかという御意向をもし確認されていたら、伺わせていただきたいと思います。

○出口会長 事務局のほう、御本人の意思等はどのようなふうな状況か把握してましたら、よろしくをお願いいたします。

○事務局 意見陳述された方、意見書を御提出された方、どちらもそれぞれの方の御意向というのとは伺ってはいないところです。

○出口会長 御本人がこの場で名前が特定されてしまうことを認識しているかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○事務局 説明では個人のお名前は出さないのですが、どこの場所に対する御意見かとかが出てきますので、それによってどの辺の方が御意見されたかというのは分かるような説明になってしまいます。審議会の場でそういう話が出るというのは御存じだと思いますが、それが自分に後々跳ね返ってくるというか、権利が侵害されるとか、そういうことまではお考えではないと思います。

○A委員 今回、御本人の御意向を確認されていないということで、事務局の御配慮で非公開の御提案をいただいたという経緯はよく分かりました。ただ、意見をこの場に下さったということは、広く議論をいただきたいということで御意見を頂いたのかなということも私は想像するところでありますので、以後、またこのような御意見を頂いた場合などは、一応御本人の御意向も確認をされてはいかがかなと思います。これは意見にとどめたいと思います。

以上です。

○出口会長 御意見ありがとうございます。次の機会については、本人の御意向を確認することをお願いしたいと思います。ただ、ここの我々の審議の中においては、個人が特定されるようなことがあって、それがその方の不利益になるようなことと判断すれば、審議会では非公開にできると理解していますので、よろしく願いいたします。

では、議案第1号の意見陳述及び意見書に関する審議の時間のみは非公開とし、それ以外の審議の時間については公開することといたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、議案第1号の審議の進め方ですが、まず、事務局より、議案第1号の都市計画の案につきまして御説明をさせていただきますので、その内容について御審議をお願いいたします。都市計画の案に関する審議が終わりましたら、その後、意見陳述及び意見書に関する審議とさせていただきます、この審議の時間につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴者並びに報道関係の方におきましては、この時間、一旦退室いただき、意見書及び意見陳述の内容に関する審議が終わりましたら、再入場をお願いすることといたします。

議案第1号の審議の進め方については、以上となります。

○**出口会長** 委員の皆様、ただいまの事務局の説明のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。

議案第1号「宮崎広域都市計画道路の変更」について、まず、都市計画の案についての説明を事務局からお願いいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の対馬です。議案第1号について御説明します。

議案書は4ページから22ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

本議案は、宮崎市北部地域と宮崎市中心部を結ぶ都市の骨格的な道路網の一部となる住吉通線ほか、関連する3路線における都市計画決定及び変更について御審議いただくものでございます。

初めに、都市計画道路網の構築の基本となる宮崎市のまちづくりの基本的な方針について御説明します。

都市計画に関する基本的な方針を示した「宮崎市都市計画マスタープラン」では、宮崎市北部に位置する佐土原地域の中心部は、地域拠点の一つに位置づけられ、それらの地域拠点と、中核拠点である市中心部を効果的・効率的に結ぶ基軸ネットワークを構築する、都市軸の一つである都市形成軸として、赤色で示す国道10号などが位置づけられています。

このうち、国道10号につきましては、宮崎市中心部の北側、JR宮崎神宮駅前から新名爪までの宮崎北バイパスが「花ヶ島西通線」として、また、佐土原地域を通過する佐土原バイパスが「徳ヶ渕御殿下通線」として、それぞれ都市計画決定され、整備がなされています。

次に、宮崎市新名爪から住吉地区を通過し、佐土原地域に至る現在の国道10号の現状や課題について御説明します。

当該区間は、南北の4車線道路の区間に挟まれた2車線区間となっており、市内中心部と佐土原地域などを相互に往来する車と、住吉地区沿線の商業施設などを利用する目的の車が混在していることにより、道路の容量を大幅に超える車が集中しているため、慢性的な渋滞や安定した緊急搬送路の確保などが課題となっています。

国道10号を管理する国は、これらの課題を解決するため、現在の国道の西側に、バイパスとして「国道10号住吉道路」を整備する対応方針案を、令和2年3月に公表しました。

都市計画道路に求められる一般的な役割として、①人や物の円滑な移動を確保するための交通機能、②都市の環境や防災面で良好な都市空間を形成するための空間機能、③都市構造を形成し、街を構成するための市街地形成機能が挙げられます。

住吉道路は、現在の国道10号が住吉地区で抱える課題の解消を主な整備目的としておりますが、同時に、都市計画道路に求められる役割を担うことができる大変重要な都市施設となり得ることから、県では、今回、国道10号住吉道路を都市計画道路・住吉通線として、都市計画決定することにしました。

それでは、今回の都市計画決定・変更の全体像について御説明します。

画面に映しているものは、現在の国道10号沿線の都市計画道路網を示したものです。画面左側が新富町方面、画面右側が宮崎市中心部方面となっています。

今回、住吉通線の都市計画決定に併せて、現状の都市計画道路網を画面にお示しするように見直します。赤色の住吉通線を新たに決定することに伴い、住吉通線の南北に位置する花ヶ島西通線と徳ヶ淵御殿下通線の終点位置を変更、新たに尾原通線を決定します。

以上4路線が、今回、都市計画決定・変更する路線になります。

それでは、今回御審議いただきます4路線につきまして、各路線の都市計画決定及び変更内容の説明に移ります。

初めに、住吉通線です。

こちらが住吉通線の都市計画決定の概要になります。起点が宮崎市佐土原町下那珂字平廻、終点が宮崎市大字新名爪字尾廻、道路延長が約5,710メートル、都市計画で定める車線数は4車線、幅員が25.25メートルです。

ここからは、実際のルートについて、図面を示しながら御説明させていただきます。

画面左手が新富町方面、右手が宮崎市中心部方面となりますので、画面左が北となります。

画面左手の起点側に広瀬バイパスと交差する（仮称）佐土原立体交差点があり、中間部の（仮称）住吉立体交差点、右手終点部に位置する（仮称）新名爪北立体交差点まで、主に水田耕作地を通過するルートとなります。

新名爪北立体交差点から南側の住吉通線の本線は、現国道の上部に高架橋で併走する立体構造となり、終点は、現在の新名爪交差点の南側で宮崎北バイパスと接続することとなります。

以上が住吉通線のルートの概要です。

次に、ルート図を大きく示し、詳細な位置を画面、上のおり、4分割にして御説明します。詳細なルート図につきましても、全て同様に、画面左が北となります。

初めに、佐土原町下那珂付近です。徳ヶ淵御殿下通線との接続点を住吉通線の起点とし、尾原通線、広瀬バイパスとの接続箇所において、(仮称)佐土原立体交差点を設け、宮崎県総合農業試験場の西側を通るルートとなります。

続いて、下那珂神社、ため池の平原池の間を通過し、石崎川を渡り、住吉地区に入っていきます。

石崎川を渡り住吉地区に入ると、市道次郎ヶ別府広原線と交差する位置に(仮称)住吉立体交差点を設け、その後、住之江川の西側を通過し、住吉小学校の東側を通ります。

最後になりますが、現在の国道10号とは、(仮称)新名爪北立体交差点を設け、接続します。その後、住吉通線の本線は、現国道を立体の高架橋構造で並走し、現在の新名爪交差点の南側に位置する花ヶ島西通線との接続点が終点となります。

以上が、住吉通線のルートとなります。

次に、花ヶ島西通線(宮崎北バイパス)の都市計画の変更内容について御説明します。

画面右側の宮崎市中心部、JR宮崎神宮駅付近から伸びる赤色の線が、都市計画道路花ヶ島西通線(宮崎北バイパス)です。今回、住吉通線を新たに位置づけることにより、花ヶ島西通線の終点位置を変更するものです。

こちらが今回の都市計画変更の概要となります。終点の位置を宮崎市大字新名爪字宮田から字尾廻へ変更します。終点位置の変更に伴い、道路延長が約4,540メートルから3,660メートルへ変更となります。

こちらは、終点付近を拡大した図面となります。黄色で塗られていた部分は、変更前、花ヶ島西通線の区域でしたが、今回、住吉通線との接続により、変更後、花ヶ島西通線から削除するものです。

次に、徳ヶ淵御殿下通線(佐土原バイパス)の都市計画変更内容について御説明します。

画面左の新富町側、日向大橋から伸びる赤色の線が、都市計画道路徳ヶ淵御殿下通線(佐土原バイパス)です。先ほど御説明した花ヶ島西通線と同様、今回、住吉通線を新たに位置づけることにより、徳ヶ淵御殿下通線の終点位置を変更するものです。

こちらが今回の都市計画変更の概要となります。終点の位置を宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原から字土器田へ変更します。終点位置の変更に伴い、道路延長が約4,920メートルから約3,790メートルへ変更となります。

こちらは、終点付近を拡大した図面となります。黄色で塗られている部分は、変更前、徳ヶ淵御殿下通線の区域でしたが、今回、住吉通線との接続により、変更後、削除するものです。

また、画面中央部にある赤色に塗られている部分は、徳ヶ淵御殿下通線の一部として追加する箇所になります。

最後に、尾原通線の都市計画決定の内容について御説明します。

画面は、(仮称)佐土原立体交差点付近の都市計画図を拡大したものです。先ほど御説明した徳ヶ淵御殿下通線の削除した区間につきましては、引き続き、佐土原町と宮崎市中心部を結ぶ都市計画道路網を形成するために大変重要な路線になるため、新たに尾原通線として、今回都市計画決定するものです。

こちらが尾原通線の都市計画決定の概要になります。起点が(仮称)佐土原立体交差点のある佐土原町下那珂字坂本、終点が現在の徳ヶ淵御殿下通線の終点位置である佐土原町下那珂字片瀬原、道路延長が約970メートル、都市計画で定める車線数は4車線、幅員が25.25メートルです。

こちらは、今回の都市計画決定をする範囲を示した図面となります。赤線で囲まれた範囲を今回、尾原通線として新たに都市計画決定いたします。住吉通線との交差点部である佐土原立体交差点を起点に、変更前の徳ヶ淵御殿下通線の終点へ向け伸びていきます。

以上が、今回、都市計画決定・変更する4路線の内容になります。

○出口会長 事務局のほう、説明をありがとうございました。

ただいまから、今説明のありました都市計画道路の変更につきまして、御意見、御質問を受けたいと思います。

まずはこちらの臨席されている委員の皆さんから頂きまして、その後、オンラインの委員の御発言をよろしく願いいたします。

○B委員 資料1の9ページ、10ページの徳ヶ淵御殿下通線の変更と、11ページの尾原通線につきまして、徳ヶ淵御殿下通線の一部を削除して、同じ道を尾原通線に変えるという理解でよろしかったでしょうか。

○出口会長 事務局のほう、もう一度説明をお願いいたします。もしポインターや手で示すことができれば、そちらのほうも一緒にお願いいたします。

○事務局 今、B委員から御質問があった理解で大丈夫です。もともとこの黄色で塗っているところが徳ヶ淵御殿下通線の区域だったものを、新たに徳ヶ淵御殿下通線から削除しますので、都市計画の位置づけが一旦なくなる形になります。それに対して、ほとんどこの黄色と重なっていて分かりにくいですが、尾原通線としては、この辺りからこちらに真っすぐ佐土原立体交差点のほうに向かって区域を設定しています。徳ヶ淵御殿下通線から黄色の部分を全削除

した内の7割くらい、この辺りくらいまでがそのまま尾原通線になって、こちらの住吉通線と接続するために一度線形としてはこちら側に振られていると。ほぼ徳ヶ淵御殿下通線から削除した区域が尾原通線になっているという御理解で大丈夫です。

以上です。

○B委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○出口会長 ほかにございませんでしょうか。

○C委員 先ほどの御質問と同様に、議案書の13ページ、14ページで示されている花ヶ島西通線の削除される部分が削除されて、その前に御説明いただきました住吉通線の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○出口会長 ほかにございませんでしょうか。

○D委員 道路の構造の確認ということでお尋ねします。

まず、スライドの10ページ、佐土原バイパスと住吉通線が接続する形になっておりますけれども、こちらは立体交差で、国道10号が上を行き、広瀬バイパスと尾原通線が下のほうを通過する形式だと思いますが、その部分の確認と、それから、13ページ、住吉通線の終点が花ヶ島西通線に接続する部分は、現在、北側に新名爪交差点がありますが、これも新名爪交差点の上部を通すという理解でよろしいのか、御質問させていただきます。そうなりますと、結果的に信号機がなくそのまま通過できるのではないかと理解しましたが、いかがでしょうか。

○出口会長 ありがとうございます。事務局のほう、よろしくお願いします。

○事務局 まず、起点側の徳ヶ淵御殿下通線との交差部ですけれども、今、D委員から御指摘があったとおり、佐土原バイパスと住吉通線が交差する箇所は、国道10号の本線が上を行きます。下のほうを尾原通線と、都市計画道路ではありませんが、広瀬バイパスが下をくぐっていくという立体交差になります。

それから、終点側の花ヶ島西通線（北バイパス）の交点ですけれども、新名爪北立体交差点と、こちらの終点の北バイパスと接続する部分が、ハーフランプといいますか、新名爪北立体のほうは、北方面への上り口と北方面から来た車の降り口がある交差点です。下の道路に降りたり、下から上がったりとすると。北バイパスとの接続になる終点部分はその逆です。宮崎方面から来た車が降りて、北方面から来た車は上ると。先ほどの佐土原立体交差点を引き離れた形になっています。

御質問にあった今の新名爪交差点のところは、御指摘になったように、高架構造で上を国道10号本線が通過していく形になります。ただ、今お話ししたように、それぞれ降りてくる車がございますので、今の国道10号、下になる道路も車が行き交うことになります。ですので、この交差点については、十字の交差点がそのまま残る形になるかなと思います。

以上です。

○D委員 ありがとうございます。

○出口会長 ほかに御質問等がありましたら、よろしくお願ひします。

リモートのほうはいかがでしょう。質問等がございましたら、マイクをオンにして御質問等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見がないようでしたら、先ほどありましたように、次に、公聴会の意見陳述及び意見書の内容に関する審議に移ります。

この時間の審議は非公開としますので、報道関係者の皆さんは一旦御退室をお願いします。事務局の誘導に従って移動をお願いいたします。

----- (非公開審議 開始) -----

議案第1号 宮崎広域都市計画道路の変更 3・3・18号

住吉通線外3路線 公聴会、意見書 ～意見の要旨と県の見解等～

<議事の概要>

事務局から、公聴会での意見とその意見に対する県の見解等について、資料2のとおり報告を行った。

また、事務局から、都市計画の案に対して、騒音や地域の発展の観点から一部区間の道路構造を、かさ上げではなく平面計画とすることを望むとの意見書の提出があったことを説明し、意見書に対する県の見解として、環境保全への対応や、住吉通線の計画の目的、担う役割から、都市計画の案は原案のとおりで問題ないことを説明した。

その後、審議会委員からは、各意見や都市計画の案の内容、また県の見解等に関して、確認や質問また意見があり、事務局より説明、回答を行った。

----- (非公開審議 終了) -----

○**出口会長** それでは、意見陳述及び意見書の内容に関する審議が終わりましたので、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。原案どおり、審議会としては「異議なし」として知事に答申します。

以上で、議案第1号の審議を終了させていただいて、一旦ここで休憩を入れたいと思います。事務局のほう、時間の指定をお願いいたします。

○**事務局** それでは、こちらの時計で3時45分に再開ということをお願いいたします。

○**出口会長** では、今ありましたように、3時45分から議案第2号、第3号の審議に入りたいと思います。

一旦休憩します。

午後3時36分休憩

午後3時45分再開

○**事務局** ここで御連絡をさせていただきます。

九州農政局の竹元委員代理は、都合により、ここで退席をさせていただきますとのことですので、よろしく申し上げます。

○**出口会長** それでは、時間になりましたので、審議を再開いたします。

議案第2号「高千穂都市計画道路の変更」について、事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局** それでは、議案第2号について御説明します。

議案書は24ページから27ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

議案第2号は、高千穂町中心部に位置する都市計画道路3・5・6号青葉通線に関する変更です。

初めに、青葉通線の概要について御説明します。

画面は、高千穂町の都市計画図になります。画面左側が五ヶ瀬町方面、画面右側が日之影町方面です。

赤色で旗揚げしております青葉通線は、赤線のとおり、用途地域内の東部から南部の住宅地と公共施設や商業施設などの都市機能が集積する市街地中心部を結ぶ延長約 2,440 メートル、幅員 14 メートルの幹線街路で、全区間において計画決定幅員で概ね整備が終わっております。

今回は、青葉通線と接続する真名井通線と金比羅通線の交差点における変更と、全区間における一部区域の変更を行いたいと考えております。

変更に至った経緯が 2 点ございますので、次のスライドから順次御説明します。

まず初めに、青葉通線と接続する真名井通線と金比羅通線の交差点における変更ですが、こちらは、都市計画道路の見直しを背景とするものです。

都市計画道路は、戦後、人口増加や市街地拡大が続く社会を前提とした追加・変更が行われてきましたが、人口減少や少子高齢化社会といった社会情勢の変化により、都市計画道路としての必要性や位置づけに変化が生じている路線や、30 年以上の長期間にわたり事業が未着手の路線が存在しています。

そのため、国が都市計画制度全般にわたる考え方を示した都市計画運用指針において、目指すべき都市構造が現在の都市計画道路網に対応したものであるか検証を実施し、検証の結果によっては、道路の廃止や道路幅員等の都市計画の変更を行うことが望ましいとされています。

そのため、宮崎県では、平成 19 年度に、都市計画道路の見直し方針の策定に関する技術的な考え方を整理したガイドラインを策定し、その後、県内の各市町において見直しが行われており、高千穂町においても令和 3 年度に見直しが行われています。

それでは、都市計画道路の見直しに伴う今回の変更内容について御説明します。

このスライドは、青葉通線における都市計画変更の箇所を示した図になります。凡例は、黄色が変更後に青葉通線から削除する区域となっております。先ほど御説明した都市計画道路の見直しに基づき、今回、高千穂町において、グレーで示す真名井通線の一部区間及び金比羅通線の全線を廃止することにしており、青葉通線と 2 路線が接続する交差点の隅切り部を都市計画として位置づける必要がなくなったため、赤丸で囲まれた交差点において、黄色で着色された区域を削除するものです。

次に、2 点目として、都市計画決定後の建築制限に関する内容です。

都市計画が決定された後、範囲内において建築物を建築する際は、都市計画法 53 条で定められている許可申請が必要となります。これは、画面のような鉄筋コンクリート造の堅牢な建築物や、3 階建て以上の大規模な建築物の建築に制限を加えることで、将来的に道路を建設する

際に円滑に事業進捗が図られることを目的としておりますが、法律の取扱いとしては、道路が計画幅員どおりに整備された後もこの制限が残ると解釈されます。

それでは、都市計画決定後の建築制限に関する今回の都市計画変更の内容について御説明します。

青葉通線は、沿線の地形的特性から、現在、道路に付随する法面を含めて都市計画決定されておりますが、今後、沿道の土地利用に際して、都市計画決定区域内を含めた土地・区画の形質変更も想定されます。

その際に、現時点では、都市計画法 53 条に基づく建築許可が必要となる場合がありますが、青葉通線については、全区間において計画決定幅員で概ね整備が完了しているため、建築制限の目的は達成しており、画面右の断面に示すとおり、車道や歩道など都市計画道路としての必要な機能以外の、法面など黄色で着色された区域を削除するものです。

議案第 2 号の説明は以上となります。

○**出口会長** ありがとうございます。

この議案は、高千穂町の地理的な状況も勘案されて提案されています。どこからでも結構ですので、御意見、御質問等がありましたらよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

では、議案第 2 号についてお諮りしたいと思います。

原案どおり、審議会として、「異存なし」と知事に答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。それでは、議案第 2 号は原案どおりといたします。

続きまして、議案第 3 号の説明を事務局のほう、よろしく願いいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の佐藤です。議案第 3 号について御説明します。

議案書は 28 ページから 29 ページになっております。

この案件は、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、民間の産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、審議していただくものでございます。

まず、本審議会に諮問するに至った法制度の仕組みについて御説明します。

建築基準法第 51 条では、都市計画区域内においては、火葬場、卸売市場、産業廃棄物処理施設などの用途に供する建築部や工作物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築をしてはならないとされております。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、「その敷地の位置が都市計画上支障がない」と認めて許可をしたものにつきましては、新築や増築ができることとなっております。

産業廃棄物処理施設などの施設は、都市の中になくってはならない重要な供給処理施設である一方、周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、都市内での施設配置には十分な検討を行う必要があります。

都市計画区域内に産業廃棄物処理施設などを建築する場合、都市施設として計画決定するのは、市町村が設置するものなど、公共公益性を有し、その施設が恒久的かつ広域的な処理を行う施設に限られております。

そのため、本案件のように民間が設置、所有する施設については、建築基準法第51条ただし書きの規定により、建築許可を行う特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、「敷地の位置」を「都市計画上、支障がない」と認めて許可することで、新築、増築が可能となります。

ここで、産業廃棄物処理施設の設置に伴い、必要となりまする手続を御説明いたします。

スクリーン左側に示しております、今回の建築基準法第51条に基づく手続のほか、右側に示しております「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、いわゆる「廃掃法」の第15条に基づく手続が別途必要となります。

廃掃法に基づく当案件の手続状況でございますが、建築基準法に基づく設置許可申請に先立ちまして、申請者は、県の環境部局と設置許可に係る事前協議を実施しており、現在、設置許可申請書が県に提出されているところであります。事前協議では、設置許可基準の適合について、また、後ほど御説明します生活環境影響調査の結果についての審査が終了しています。

なお、当案件につきましては、本審議会の議を経ました後、許可権者であります都城市長が建築基準法に基づく許可を行い、廃掃法に基づく設置許可を宮崎県知事が行う予定です。

本案件については、建築基準法第51条ただし書きの規定により、都城市から付議のありました産業廃棄物処理施設について、敷地周辺の土地利用の状況、都市施設の状況、環境に与える影響が、都市計画上、支障がないかを御審議いただきます。

それでは、本審議会に付議がありました議案について、概要を御説明します。

建築許可権者は、特定行政庁である都城市長、申請者は、都城市の株式会社エコロ、申請地は、都城市都北町であります。

申請者は、申請地にて創業以来、一般・産業廃棄物の処理業、建設業を中心に事業を行っております。

設置が予定されている施設は、建設現場から排出される木くず、廃プラスチック類、瓦礫類などを受け入れ、破碎処理を行い、木くず、廃プラスチック類は圧縮・固化して固形燃料とする中間処理施設で、既存の産業廃棄物保管倉庫の用途を変更し、設置するものであります。

申請地内には、現状、既設の木くずの破碎処理施設があり、こちらは第 97 回宮崎県都市計画審議会の議を経て、建築基準法第 51 条ただし書き許可の後、施設が設置されております。

今回、既存の倉庫を用途変更して、木くずの破碎処理施設の増設、廃プラスチック類及び瓦礫類の破碎処理施設を新設することで、建築基準法施行令に定められた数値を超過することから、改めて建築基準法第 51 条ただし書き許可が必要となったものであります。

申請のあった敷地の位置について説明します。

スクリーンは、申請敷地周辺の都市計画図を表示しています。今回の申請地は、赤丸で示す箇所です。宮崎自動車道都城インターチェンジに近く、敷地北西側に国道 10 号、南西側に国道 269 号があり、青に着色された用途地域を工業専用地域とする区域内となります。申請地での搬入・搬出は、幹線道路である国道 10 号または国道 269 号から市道を経由して行われます。

こちらは、申請敷地周辺を拡大したものです。申請地は工業専用地域であり、周辺も工業系の用途地域となっていることが御確認いただけたと思います。

次に、施設周辺の土地利用の状況について説明します。

こちらは、施設周辺の建物利用現況図で、緑色で囲まれた部分が申請地です。敷地周辺の土地利用状況ですが、広い範囲で青色の破線で示す工業施設が立地しており、敷地南西側に茶色の破線で示す住宅や事務所等が該当する業務施設が立地しています。

次に、敷地内の施設配置について説明します。

申請地は、緑色の線で囲まれた部分となります。敷地の中央の赤く塗られた位置に既存の産業廃棄物保管倉庫があり、こちらを用途変更し、産業廃棄物処理施設が設置される予定です。廃棄物の搬入・搬出は、敷地北西の市道に接する 1 か所となります。申請者は、破碎処理を申請建築物内で行います。敷地境界には既にフェンス等が設置されており、周辺環境への一定の配慮がなされています。

次に、騒音及び振動による影響について御説明します。

当施設の騒音、振動が周辺に及ぼす影響については、操業時に発生する騒音、振動の予測値により判断します。今回のような産業廃棄物処理施設については、周辺への影響を考慮し、施設の用途や周辺の既存建築物の用途など、土地利用の状況を踏まえ、基準値が設定されています。この基準値は、騒音規制法や環境基本法に基づく基準や振動規制法に基づく規制基準によ

り、地域の種別ごとに定められています。本案件については、工業系用途地域に準じた基準値を目標値としております。

スクリーンには、生活環境影響調査による敷地境界及び敷地直近の住宅での騒音、振動の目標値、予測値及び破碎作業が行われる時間帯に測定した値の最大値を現況値として示しております。

予測結果では、増設後も破碎作業に伴い発生する騒音、振動は、現状と同程度であり、増設・新設によって周辺地域に与える影響は少ないことを確認しております。

なお、申請者は、地元住民を対象とした説明会を開催し、施設の増設に伴い、改めて関係自治会と施設設置に関する同意書を交わすことで、地元との合意形成を図っております。

当産業廃棄物処理施設の敷地の位置は、都城市都市計画マスタープランに定める工業拠点専用ゾーン内であり、用途地域が工業専用地域のため、建築基準法の用途規制に適合すること。周辺は、災害危険区域等でなく、災害の被害の拡大のおそれが少ないこと。調査により騒音、振動の予測値は目標値以下であること。以上のことから、当敷地の位置は、都市計画上、支障ないものと認められます。

第3号議案の説明は以上であります。

○出口会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問や御意見を伺います。委員の皆様から御質問や御意見はございませんでしょうか。

○E委員 スライドの5ページ、これは県の条例に引かかるレベルでの施設なので、現在、宮崎県に生活環境影響調査のものを提出しているということですか。

○事務局 県の条例ではなくて、廃掃法のルールで設置許可が必要な案件ということで、県の環境サイドに許可申請が出されていると伺っております。

○E委員 廃棄物処理場の審査委員会というのがありますが、それにはかからない案件になりますね。

○事務局 環境審査会にはかからない案件のようです。

○出口会長 ありがとうございます。ほかにごございませんでしょうか。

最後の意見のところ、3つの条件から、「当該敷地の位置は都市計画上支障はないと認められる」と判断したものです。特に御質問等よろしいでしょうか。

○B委員 スライド13枚目で、現況値は測定値の最大値ということですか。予測値も最大値ということでしょうか。

- 事務局 予測値につきましては、稼働する際の予測ですので、計算値になります。
- B委員 あまり詳しくないのですが、現況値のほうは計算値でなくて大丈夫でしょうか。あるいは予測値のほうで最大値と比較しなくて大丈夫でしょうか。
- 事務局 すみません、県の循環社会推進課のほうで説明してもらいます。
- 循環社会推進課 循環社会推進課です。現況値が今の状況の値で、予測値というのは、現況値に、新しく破砕機を加えてそのときを足し合わせた値となっております、破砕機が建屋内に入っておりますので、今の現況値とプラスの部分が少ないので、同じ69.8となっております。
- B委員 現況値の最大値69.8とあまり変わらない結果ということなので、予測値に関しても最大値ということ。
- 循環社会推進課 最大値です。
- B委員 分かりました。ありがとうございます。
- 出口会長 ほかにございませんでしょうか。
- E委員 固形燃料の製造施設をここに造るといえるときに、ちょっと僕は分からないのですが、固形燃料を作る装置から音と振動は建屋の中にあるから何も出ないという結果ですが、こういうものだと、粉じんとか、もう一つは固形燃料を作るときに水を使うと思います。水の問題が結局いつも問題になることが多いですが、前回の宮崎港近くのものも、振動と騒音だけで、審査会にかからないようなルールの中で判断をしたと。今回も水の話とか粉じんのようものはしなくてもいいような施設かどうかということをお聞きしたいのです。
- 出口会長 今の質問について、事務局、よろしくお願いします。
- 事務局 循環社会推進課さんのほうでお願いします。
- 循環社会推進課 廃掃法上の生活環境影響調査は、環境省が出している生活環境影響調査指針に基づいて調査しております、基本的に破砕機は騒音、振動の調査をします。粉じんについては、散水機がついていまして、湿らす程度に散水をする。湿らす程度ですので排水も生じないということで、粉じんや水質の調査はしておりません。
- E委員 要するにルールに従っているということで、了解しました。
- 出口会長 以前の議論のときと一緒に、ここでは会社と関係自治公民館が、法律では定義されていないような細かいことが生じたときの対応方針は、同じように同意書を締結しているのだと思います。

よろしいでしょうか。都市計画上は、今の法律あるいは基準に基づいて特に問題がない場合には、許可を出すことになるかと思えます。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

では、議案第3号についてお諮りいたします。

議案第3号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○出口会長 ありがとうございます。それでは、議案第3号は原案どおりといたします。

これまで議案第1号、第2号、第3号とも原案どおりと決定していただきましたので、この意見を知事のほうに上げたいと思えます。どうも長い間御検討いただきましてありがとうございます。

進行を事務局のほうにお返しします。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

最後に、事務局より事務連絡をさせていただきます。

次回の審議会についてでございますが、年度末頃に開催を予定しております。日程や会場等につきましては、追って御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、繰り返しとなりますが、本日の審議会資料のうち、ファイルにとじております資料につきましては、回収をさせていただきますので、そのままお席に残していただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第151回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後4時15分閉会